

平成 30 年改訂の高等学校学習指導要領に関する Q&A

<公民に関すること>

問 1 公民科の科目構成はどのように変わりましたか。

(答)

右下の図のように、必修科目として新科目「公共」を設置するとともに、「公共」履修の後に履修する選択科目として「倫理」、「政治・経済」を設置しました。

「倫理」と「政治・経済」も、新設の科目です。また、「倫理」と「政治・経済」は、必修科目で学んだことを生かしながら、さらに深い学習を行う探究科目として位置付けています。



問 2 公民科の各科目のポイントは何ですか。

(答)

『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説公民編』において各科目の改善・充実の要点として次のようにまとめられています。

〔公共〕

- ア 「人間と社会の在り方についての見方・考え方」を働かせ、考察、構想する学習の重視
- イ 現実社会の諸課題から「主題」や「問い」を設定し、追究したり探究したりする学習の展開
- ウ 社会に参画する際に選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論及び公共的な空間における基本的原理の習得
- エ 自立した主体として社会に参画するために必要な資質・能力を育成する内容構成

〔倫理〕

- ア 「人間としての在り方生き方についての見方・考え方」を働かせ、考察、構想する学習の重視
- イ 現代の倫理的な諸課題から「問い」を設定して探究する学習の重視
- ウ 自己との関わりで思索する学習をより充実するための内容構成
- エ 先哲の原典の口語訳などの読み取り、哲学に関わる対話的な手法

の導入

〔政治・経済〕

ア 「社会の在り方についての見方・考え方」を働かせた探究活動の
充実

イ 正解が一つに定まらない現実社会の複雑な諸課題を「問い」とし、
探究する学習の重視

ウ 政治、経済を総合的・一体的に捉え、広く深く探究する内容構成
詳細については『中学校学習指導要領解説社会編』を併せて参照してください。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（公民編）第 1 章第 2 節 2(4)

問 3 公民科の指導計画作成にあたり、どのようなことに配慮すべきですか。

(答)

第 1 に、資質・能力の 3 つの柱をバランスよく育成する指導計画を作成することです。社会的な見方・考え方を働かせ、選択・判断の手掛かりとなる概念や理論、及び倫理、政治、経済などに関わる現代の諸課題についての知識や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能はもとより、現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したりする力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度などをバランスよく育成できるよう工夫することが必要です。

第 2 に、専門家や関係諸機関との連携・協働を図り、社会に開かれた教育課程の実現を目指すことです。専門家や関係諸機関との連携・協働については、授業への招聘だけでなく、授業づくりへの参画や資料の借用なども考えられるところです。専門家や関係諸機関との連携・協働を積極的に図ることは、生徒が社会との関わりを意識し、社会参画意識を高める、といった「学びに向かう力、人間性等」を醸成する上で効果的であることはもとより、「知識・技能」や「思考力、判断力、表現力等」の育成に効果的です。これらを活用した学習活動を指導計画に適切に位置付けることが求められています。

第 3 に、中学校での学習や、他教科・科目での学習との関連を図ることです。各教科、科目との関連については『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説公民編』において科目ごとに「指導計画の作成と指導上の配慮事項」として書かれていますので参考にしてください。

特に、「公共」においては、中学校社会科公民的分野や「特別の教科 道徳」で学習したことを生かした指導計画を作成することが大切です。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領第 2 章第 3 節第 2 款第 1 の 3(1)イ, 第 3 の 3(1)ア

問 4 「見方・考え方」とはどのようなものですか。また、『見方・考え方』を働かせる」とはどのようなことですか。

(答)

中央教育審議会「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成 28 年 12 月 22 日)によれば，「見方・考え方」には教科等ごとの特質があり，各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものとして，教科等の教育と社会をつなぐものである」とされ，「子供たちが学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かされるようにすることにこそ，教員の専門性が発揮されることが求められる」とされています。今回の学習指導要領の改訂では，これまで必ずしも明確ではなかった各教科等の「見方・考え方」が整理されました。例えば，「公共」では，「人間と社会の在り方についての見方・考え方」として，「社会的事象等を，倫理，政治，法，経済などに関わる多様な視点(概念や理論など)に着目して捉え，よりよい社会の構築や人間としての在り方生き方についての自覚を深めることに向けて，課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などに関連付けて」働かせるものとされています。

『見方・考え方』を働かせる」とは，「見方・考え方」を働かせ課題を追究したり解決したりする学び方を表すとともに，これを働かせることにより生徒の「見方・考え方」が鍛えられていくことを併せて表現しています。例えば，「公共」においては，生徒が，様々な社会的事象等の関連や本質，意義を捉え，考え，説明したり，現代社会の諸課題の解決に向けて構想したりする際，人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせることによって，その解釈をよりの確なものとしたり，課題解決の在り方をより公正に判断したりすることが可能となります。また，人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせることによって，倫理，政治，法，経済などに関する基本的な概念や理論，考え方を新たに獲得したり，課題を主体的に解決しようとする態度などにも作用したりするということを表しています。

問5 公民科の「公共」及び「倫理」が特別活動とともに、「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること」と高等学校学習指導要領第1章第7款に規定されていますが、どのような配慮が必要でしょうか。

(答)

まず、高等学校における道徳教育は人間としての在り方生き方に関する教育として、小・中学校の道徳教育と同様、学校の教育活動全体を通じて行うものとされています。したがって、各教科・科目等においても各教科・科目のそれぞれの特質に応じて、各教科・科目等の目標や内容と人間としての在り方生き方に関する教育を関わらせたり、学習活動や態度と人間としての在り方生き方に関する教育を関わらせたりすることが考えられます。

その上で、公民科の「公共」及び「倫理」は、それぞれの目標、内容に「人間としての在り方生き方」を掲げており、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面として、次のような配慮が求められます。

「公共」では、特に内容の「A 公共の扉」の「(2)公共的な空間における人間としての在り方生き方」の指導に当たって、思考実験など概念的な枠組みを用いて考察する活動を通して、人間としての在り方生き方について多面的・多角的に考察し、表現できるようにすることが必要となります。「倫理」では、特に内容の「A現代に生きる自己の課題と人間としての在り方生き方」の「(1)人間としての在り方生き方の自覚」の指導に当たって、いかに生きればよいかという問いを切実に問い、その問いに、まず先哲がどのように問い、どのように答えを求めているかを参考にしながら、自らの答えを求めて思索を深めることができるようにすることが必要です。

問6 「公共」では、「教科目標の実現を見通した上で、キャリア教育の充実の観点から、特別活動などと連携し、自立した主体として社会に参画する力を育む中核的機能を担うことが求められることに留意すること」と高等学校学習指導要領に規定されていますが、どのようなことに留意したらよいでしょうか。

(答)

「公共」は、現実社会の諸課題の解決に向け、自己と社会との関わりを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成することなどについて考察する公民科の必履修科目として設定されました。したがって、「公共」の指導に当たっては、社会に参画する自立した主体とは何かを問い、よりよい公共的な空間を作り出していく自立した主体になることが、各人のキャリア形成と自己実現に結び付くことを理解できるようにすることや、

社会に参画する自立した主体とは、孤立して生きるのではなく、地域社会などの様々な集団の一員として生き、他者との協働により当事者として国家・社会などの公共的な空間を作る存在であることについて多面的・多角的に考察し、表現できるようにすることなどにより、特別活動などと連携してキャリア教育の充実を図ることが必要となります。例えば、内容の「B自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」の主として経済に関わる事項のうち職業選択の指導に当たっては、特別活動などにおいてインターンシップに参加することなどによって働くことの意義について「具体的な体験を伴う学習」を通して考察することなどが考えられます。

問7 「公共」は、どのような順序で学習するか、決められていますか。

(答)

内容のA「公共の扉」、B「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」及びC「持続可能な社会づくりの主体となる私たち」については、この順序で取り扱うことと、高等学校学習指導要領に規定されています。

内容のB「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」の事柄や課題については、生徒の理解のしやすさに応じ、学習意欲を喚起できるよう創意工夫した適切な順序で指導することが求められています。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1の3(1)ア

問8 「公共」の内容BやCでは生徒が「問い」を設定することが必要ですか。

(答)

内容B「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」の主題や「問い」は、生徒はもちろん、教師が設定することもできます。その際、生徒が主体的に学習に取り組むことが予想される問いを設定することが大切です。一方、内容C「持続可能な社会づくりの主体となる私たち」は、探究する活動であり、生徒自身が課題を見出すことが求められています。

なお、内容Cについては、調べ学習のみに終始せず、事実を基に協働して考察、構想することまでが求められています。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（公民編）第2章第1節2C

問9 先哲の原典の口語訳などの読み取り，哲学に関わる対話的な手法の導入する際の留意点は何ですか。

(答)

倫理に関する概念や理論を身に付け自己の生き方に役立てていくためには、部分的にでも先哲の著作を読んでその思索の過程や表現に触れ、自己の課題や現代の諸課題と関わらせてその意義について思索することが必要です。また、先哲を含む他者との対話を通して、問いそのものの意味を問い直し、より根源的な問いを新たに立てる試みを続けながら、問われている事柄について思索を深めていくことも倫理の学習においては大切なことです。

先哲の原典の口語訳の読み取りの際に留意すべきこととしては、従来も取り上げられてきた原典資料に加え、先哲の思索から導くことができる論点や先哲の思想と現代の諸課題との関連などを明らかにした現代の著作などについても取り上げることが考えられます。「読み取る」活動においては、「公共」において身に付けた技能を基盤として、倫理的諸価値についての資料が多様で豊かな含意をもつことに留意し、生徒それぞれが自己の課題と結び付けて思索を深めることができるようにすることが重要です。したがって、文章等を正確に読解するという側面に留まることのないように、指導を工夫する必要があります。また、諸資料の読み取りを端緒とした哲学に関わる対話的な手法なども組み込むことで、より効果的な学習を展開することも考えられます。

哲学に関わる対話的な手法に関して留意すべきこととしては、哲学に関わる対話的な手法を取り入れた活動は、学習内容として習得すべき倫理に関する概念や理論を取り上げ、それらを活用することを主なねらいとするものです。その際、生徒の学習が先哲の思索を十分に踏まえ、倫理に関する諸概念の豊かな意義を理解できるものであること、また、自らと異なる視点や思索に触れ、自明視していた価値観などを問い直し、人間としての在り方生き方について根本的に考え、誰もが対等な探究者であるとして、他者と共に思索を深めることができるようにすることが大切です。ここでいう対話には、従来取り組まれてきた生徒間の話合い活動だけでなく、この科目で学習する先哲の思索と向き合う言語活動なども含まれます。ここでの学習活動を通して、倫理に関する概念や理論について自らの関心や生活経験、既得の知識などに関連付けて理解を深め、Bの学習の基盤を養うよう指導することが求められます。

問10 「政治・経済」はどのような順序で学習するか、決められていますか。

(答)

内容のA，Bの学習の順序についての規定はありません。

(1)，(2)の学習の順序については規定により、内容のA，Bとも、(1)を先に

学習します。

A, Bとも, (2)は探究する活動であり, 小, 中学校で習得した概念などに関する知識や, 「公共」で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方などを基に, それぞれの(1)における学習の成果を生かし, 政治及び経済の基本的な概念や理論などの理解の上に立って, 理論と現実の相互関連を踏まえながら, 事実を基に多面的・多角的に探究できるよう学習指導の展開を工夫するよう規定されています。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領第 2 章第 3 節第 2 款第 3 の 3(2)イ

問 11 内容の A, B の(2)で行う「探究する活動」は, 課題を選択するよう規定されているが, それぞれの内容において, いくつの課題を選択する必要がありますか。

(答)

A 及び B のそれぞれにおいて探究する課題を選択させる必要がありますが, それぞれにおいて選択する数を示してはいません。しかし, 「政治・経済」の目標や内容に書かれている資質・能力を育成する上で必要な数を選択する必要があると言えるでしょう。

なお, この中項目 A(2)「現代日本における政治・経済の諸課題」及び B(2)「グローバル化する国際社会の諸課題」については, 適切かつ十分な授業時数を配当することが規定されています。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領第 2 章第 3 節第 2 款第 3 の 3(2)イ